

八戸市障害者計画

第3次（平成29～35年度）

八 戸 市



はじめに

平成10年3月に「障害者基本法」に基づいて策定された「八戸市障害者計画」は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の2大理念に基づく第1次計画を経て、平成28年度をもって第2次計画期間が終了いたします。

この間、障害福祉サービスは、措置制度から支援費制度を経て、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行によって、障がいの種別にかかわらず、同じ仕組みの中でサービスが利用できるようになりました。さらに「障害者自立支援法」は、平成25年4月より「障害者総合支援法」へ移行し、支援には地域生活支援事業が、対象者には難病患者が加えられるなど、制度の改革が進められております。

また、平成28年4月には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務化されております。

こうした近年の障がい者福祉に対するダイナミックな変革の中、当市は本年1月1日に中核市へ移行し、県から移譲された身体障害者手帳の認定・交付事務や障害福祉サービス事業者の指定・指導監査事務等において、事務の効率化やスピードアップ、地域のニーズに即したきめ細かな対応など、障害福祉サービスの一層の充実に努めているところであります。

今般策定いたしました「第3次障害者計画」は、中核市として取り組む各種事業を掲載したほか、計画の進行管理を実施するなど、障がいのある方の多様なニーズに対応できるようしたものであります。

本計画をもとに、「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」を目指し、各施策の推進に努力して参ります。

本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました関係各位に心からお礼申し上げますとともに、今後も障がい福祉に対する市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

八戸市長 小林 眞

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
5	計画の進行管理	3

第2章 障がい者福祉を取り巻く現状と課題

1	障がい者福祉を取り巻く動向	
(1)	障がい者関係法令等の主な動き	4
(2)	人口減少と少子高齢社会の進展	5
(3)	第6次八戸市総合計画の策定	5
(4)	平成29年1月の中核市への移行	5
2	障がい者の状況	
(1)	本市の人口と障がい者手帳所持者数	6
(2)	障がい別手帳所持者数	7
(3)	身体障害者手帳の所持者数	8
(4)	愛護手帳の所持者数	9
(5)	精神障害者保健福祉手帳の所持者数	10
(6)	障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数	11
3	障がい者福祉の課題（アンケート調査結果）	12
4	現状と課題のまとめ	17

第3章 基本理念と施策の体系

1	基本理念	18
2	基本目標	19
3	施策の体系	20

第4章 施策の内容

基本目標1 障がい者福祉の充実

(1)	障がい福祉サービスの充実	21
(2)	生活支援の充実	22

基本目標2 社会参加の促進

(1)	社会参加しやすい環境の整備	23
(2)	就労支援の充実	23

(3) 差別解消の推進	24
基本目標3 各分野の施策との連携	
(1) 障がい者の支援に向けた施策の推進	26
(2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進	32

資料編

1 計画策定の経過	34
2 八戸市健康福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 委員名簿	34
3 八戸市健康福祉審議会規則	35
4 平成27年度障がい者アンケート調査結果報告書	40

○ 「障害」の「害」の字の表記について

本市では、「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度等の用字の場合を除き、原則として「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

○ 法律名について

本計画では次の略称で表記しています。

略称	法律名
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、平成10年3月に第1次計画を策定しました。この計画では、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が地域社会の中で自立し、社会参加できるような社会環境づくりを目指して障がい者施策を推進しました。平成19年3月に策定した第2次計画においても、この基本理念を継承しながら、引き続き障がい者施策に取り組んできたところです。

その後、障がい者を取り巻く法制度については、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者総合支援法」及び「障害者優先調達推進法」の施行（平成25年4月）、「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）、「障害者雇用促進法」の改正（平成25年6月）などがあり、障がい者への支援の充実が図られる中、平成25年9月、国の障害者基本計画（第3次）が策定され、さらに、平成26年1月には、我が国の「障害者権利条約」批准が国連より承認されました。

このような状況の中、本市の障がい者福祉に関する現状や課題などを踏まえながら、第6次八戸市総合計画における障がい者自立支援の充実を目指すものとして、「第3次八戸市障害者計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、市町村が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画です。計画の策定にあたっては、同法に基づき国が定める「障害者基本計画」及び都道府県が定める「都道府県障害者計画」を基本とすることとされています。

また、本市の目指す将来都市像を定めた「八戸市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための「八戸市地域福祉計画」とも整合性を図っていくこととします。

3 計画の期間

本計画の期間は、国、県及び市の関連する計画との整合性を図るため、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
市	八戸市総合計画 (第4次) H15～H19	八戸市総合計画 (第5次) H19～H28											八戸市総合計画 (第6次) H28～H32			次期計画			
	八戸市障害者計画 (第1次) H10～H18	八戸市障害者計画 (第2次) H19～H28											八戸市障害者計画 (第3次) H29～H35						
	八戸市地域福祉計画(第1期) H18～H22			八戸市地域福祉計画(第2期) H23～H27				八戸市地域福祉計画(第3期) H28～H32				次期計画							
国	障害者基本計画 (第2次) H15～H24						障害者基本計画 (第3次) H25～H29					次期計画							
	青森県障害者計画 (第2次) H15～H24						青森県障害者計画 (第3次) H25～H34						次期計画						

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本市の健康福祉施策の基本的事項を調査審議する附属機関である「八戸市健康福祉審議会」の中の障がい者福祉に関する事項を調査審議する「障がい者福祉専門分科会」において審議を行いました。

5 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、「障がい者福祉専門分科会」において、障がい者福祉に関する施策の実施状況を把握しながら、必要に応じて、解決すべき課題に対する対応について協議していきます。

第2章 障がい者福祉を取り巻く現状と課題

1 障がい者福祉を取り巻く動向

(1) 障がい者関係法令等の主な動き

平成18年10月	「障害者自立支援法」の全部施行 ・身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元化
平成18年12月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連において採択
平成19年9月	「障害者権利条約」に署名
平成23年8月	「障害者基本法」の改正施行 ・障害者の定義の見直しや差別の禁止を規定
平成24年10月	「障害者虐待防止法」の施行 ・障害者に対する虐待の禁止
平成25年4月	「障害者自立支援法」の改正施行 ・「障害者総合支援法」とし、障害者の定義に難病等を追加
	「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等の受注機会の確保
	「障害者雇用促進法」政令の改正施行 ・障害者雇用率の引き上げ
平成25年6月	「障害者差別解消法」の制定 ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（平成28年4月施行）
	「障害者雇用促進法」の改正 ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止（平成28年4月施行） ・障害者雇用率の算定に精神障害者を追加（平成30年4月施行）
平成26年1月	「障害者権利条約」の締結
平成28年6月	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正 ・地域生活を支援する新たなサービスの創設等（平成30年4月施行）
平成28年8月	「発達障害者支援法」の改正施行 ・目的や定義規定の見直し

(2) 人口減少と少子高齢社会の進展

我が国の総人口は、平成 22 年の 1 億 2,806 万人から長期の人口減少期過程に入り、50 年後の平成 72 年には、8,674 万人になることが見込まれています。

また、高齢化が他の先進諸国に例を見ないスピードで進んでおり、平成 22 年には 23.0%に達し、平成 72 年には、2.5 人に 1 人が 65 歳以上となる見込みです。

合計特殊出生率については、戦後は 4.00 を超える数値でしたが、第 2 次ベビーブーム（昭和 46～49 年）以降、緩やかに低下し、平成 22 年には 1.39 となり、平成 72 年には 1.35 になると想定されています。

このように、我が国の人口減少や少子高齢化は急速に進んでおり、それは本市においても同様の傾向を示しています。

(3) 第 6 次八戸市総合計画の策定

総合計画は、本市の目指すべき姿とその実現に向けた施策全般にわたる方向を示す、市政の最も根幹となる計画です。

本市では、これまで、5 次にわたり総合計画を策定し、総合的・計画的な市政運営を図ってきましたが、第 5 次八戸市総合計画（平成 19～28 年度）策定時と比べ、本市を取り巻く環境は大きく変化し、時代の転換期を迎えていることから、新たに、平成 28 年度を初年度とする第 6 次八戸市総合計画を策定しました。

(4) 平成 29 年 1 月の中核市への移行

近年ますます多様化する行政ニーズに対応するため、より地域の実情に合ったきめ細かな対応が求められるようになっていきます。国と地方の役割分担を見直し、国から県、さらには市町村への事務の移譲をはじめとする地方分権改革が進められています。

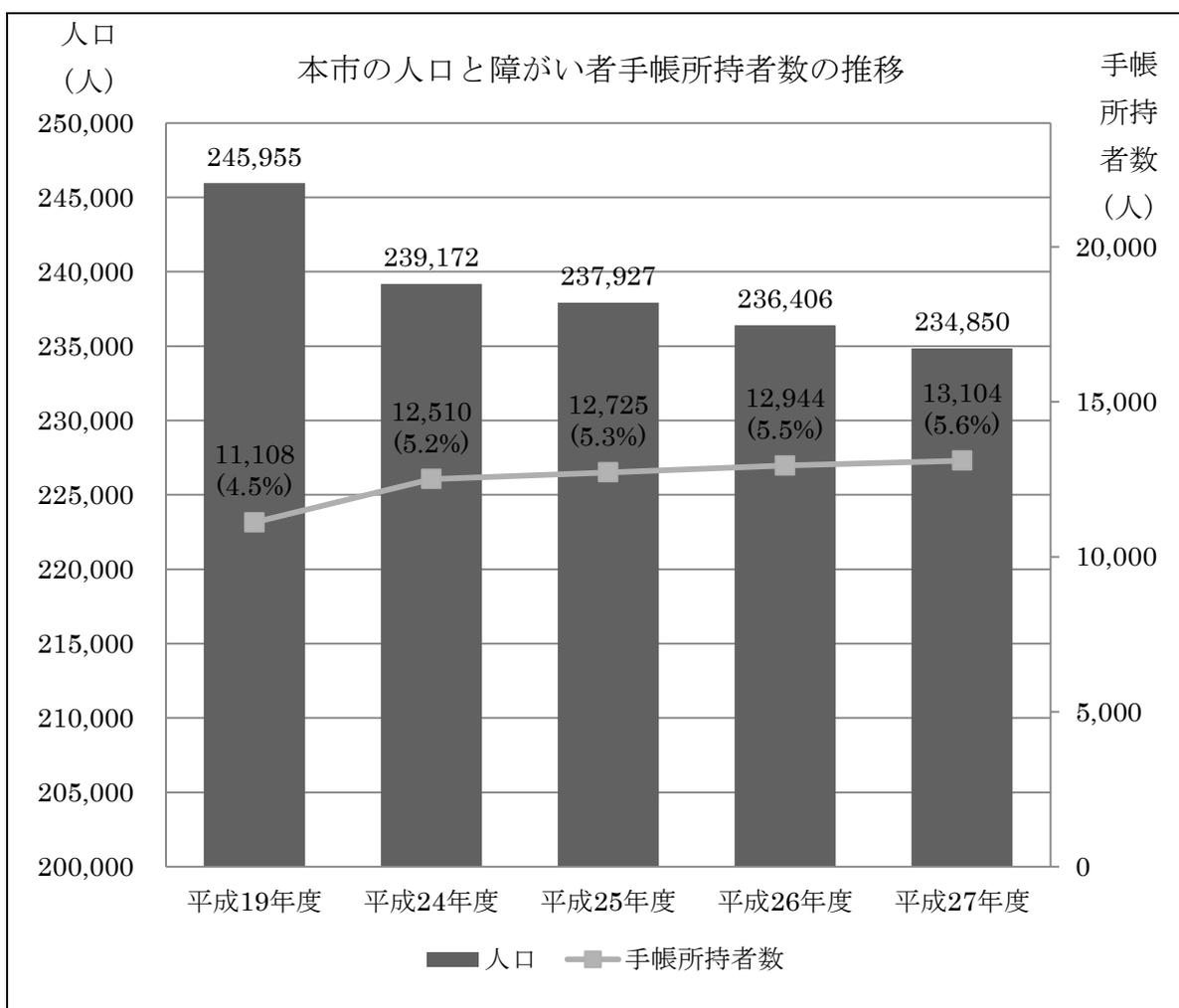
中核市制度は、こうした地方分権の流れの中で、指定都市に次ぐ規模の都市に、都道府県の事務権限の一部を移譲し、より住民に身近な市がより多くのサービスを担うことで、市民福祉の一層の向上を図ることを目的としています。

平成 26 年の地方自治法の改正により、中核市の指定要件が人口「30 万人以上」から「20 万人以上」に引き下げられたことにより、本市も要件を満たすこととなり、平成 29 年 1 月 1 日に中核市へ移行しました。

2 障がい者の状況

(1) 本市の人口と障がい者手帳所持者数

人口は年々減少傾向にあり、平成27年度の人口は、平成19年度と比較し、11,105人、4.5%減少していますが、障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成27年度の手帳所持者数は、平成19年度と比較し、1,996人、18.0%増加しています。

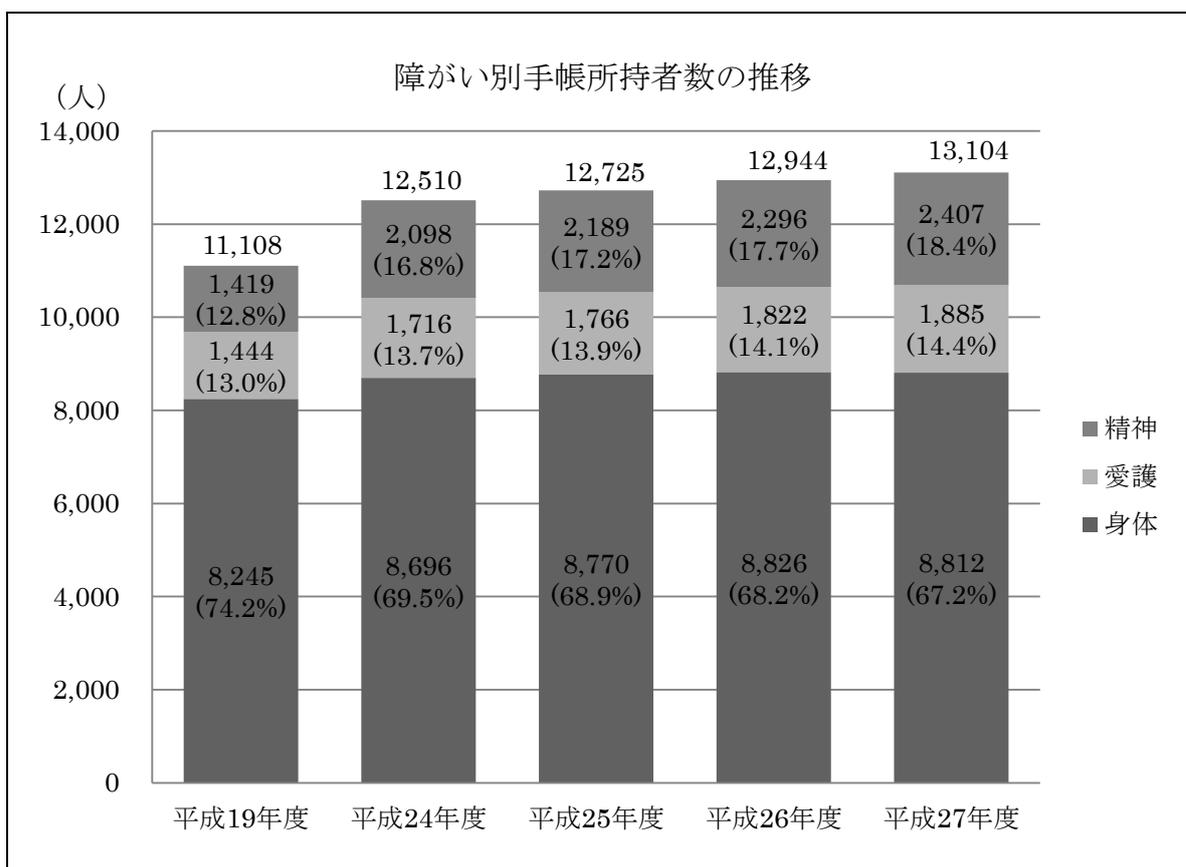


※人口（住民基本台帳）及び手帳所持者数は、各年度3月31日現在

	平成19年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口 A	245,955人	239,172人	237,927人	236,406人	234,850人
手帳所持者数 B	11,108人	12,510人	12,725人	12,944人	13,104人
割合 B ÷ A	4.5%	5.2%	5.3%	5.5%	5.6%

(2) 障がい別手帳所持者数

身体障害者手帳（身体障がい）、愛護手帳（知的障がい）、精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）ともに、手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 19 年度から平成 27 年度までの障がい別の増加率は、高い順に、精神障がいが 69.6%、知的障がいが 30.5%、身体障がいが 6.9%となっています。



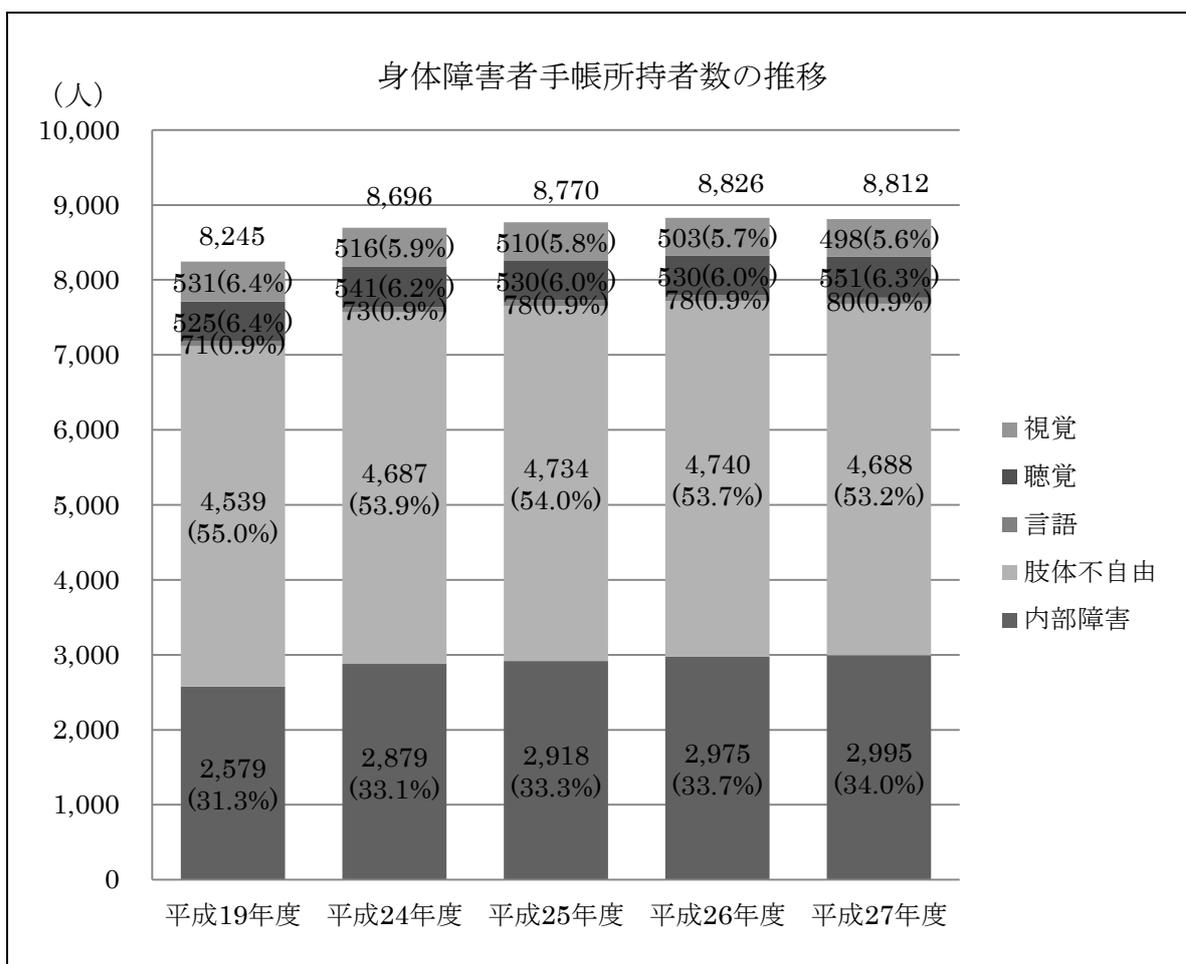
※手帳所持者数は、各年度 3 月 31 日現在

	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
精神	(12.8%) 1,419 人	(16.8%) 2,098 人	(17.2%) 2,189 人	(17.7%) 2,296 人	(18.4%) 2,407 人
愛護	(13.0%) 1,444 人	(13.7%) 1,716 人	(13.9%) 1,766 人	(14.1%) 1,822 人	(14.4%) 1,885 人
身体	(74.2%) 8,245 人	(69.5%) 8,696 人	(68.9%) 8,770 人	(68.2%) 8,826 人	(67.2%) 8,812 人
合計	(100.0%) 11,108 人	(100.0%) 12,510 人	(100.0%) 12,725 人	(100.0%) 12,944 人	(100.0%) 13,104 人

(3) 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、平成27年度は平成19年度と比較し、567人、6.9%増加しています。

障がい別では、内部障がい者が416人、16.1%増加しており、増加率が最も高くなっています。



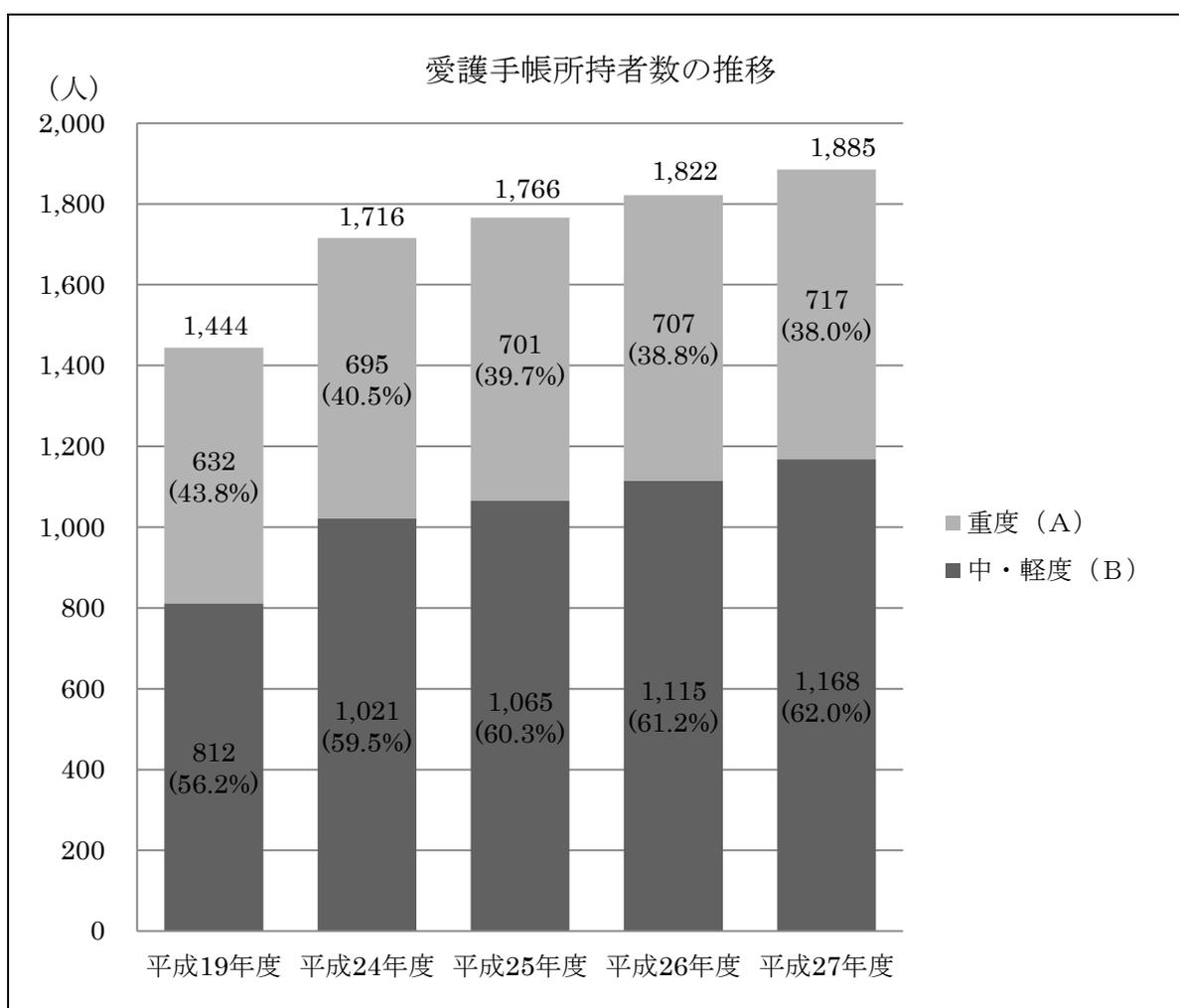
※手帳所持者数は、各年度3月31日現在

	平成19年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚	(6.4%) 531人	(5.9%) 516人	(5.8%) 510人	(5.7%) 503人	(5.6%) 498人
聴覚	(6.4%) 525人	(6.2%) 541人	(6.0%) 530人	(6.0%) 530人	(6.3%) 551人
言語	(0.9%) 71人	(0.9%) 73人	(0.9%) 78人	(0.9%) 78人	(0.9%) 80人
肢体不自由	(55.0%) 4,539人	(53.9%) 4,687人	(54.0%) 4,734人	(53.7%) 4,740人	(53.2%) 4,688人
内部障害	(31.3%) 2,579人	(33.1%) 2,879人	(33.3%) 2,918人	(33.7%) 2,975人	(34.0%) 2,995人
合計	(100.0%) 8,245人	(100.0%) 8,696人	(100.0%) 8,770人	(100.0%) 8,826人	(100.0%) 8,812人

(4) 愛護手帳の所持者数

愛護手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、平成 27 年度は平成 19 年度と比較し、441 人、30.5%増加しています。

程度別では、重度（A）が 85 人、13.4%、中・軽度（B）が 356 人、43.8%増加しており、中・軽度（B）の増加率が高くなっています。



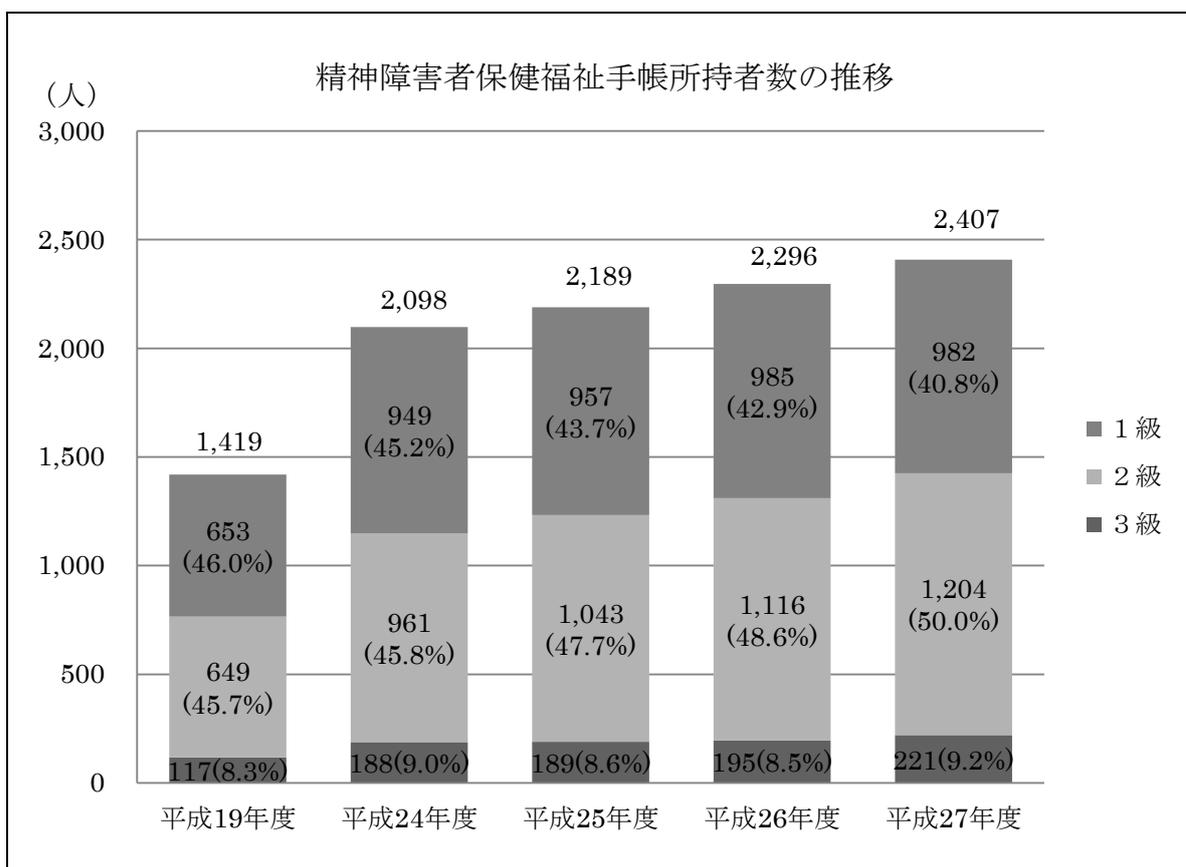
※手帳所持者数は、各年度 3 月 31 日現在

	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
重度 (A)	(43.8%) 632 人	(40.5%) 695 人	(39.7%) 701 人	(38.8%) 707 人	(38.0%) 717 人
軽・中度 (B)	(56.2%) 812 人	(59.5%) 1,021 人	(60.3%) 1,065 人	(61.2%) 1,115 人	(62.0%) 1,168 人
合計	(100.0%) 1,444 人	(100.0%) 1,716 人	(100.0%) 1,766 人	(100.0%) 1,822 人	(100.0%) 1,885 人

(5) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、平成 27 年度は平成 19 年度と比較し、988 人、69.6%増加しています。

等級別では、1 級が 329 人、50.4%、2 級が 555 人、85.5%、3 級が 104 人、88.9%増加しており、特に 2 級と 3 級の増加率が高くなっています。



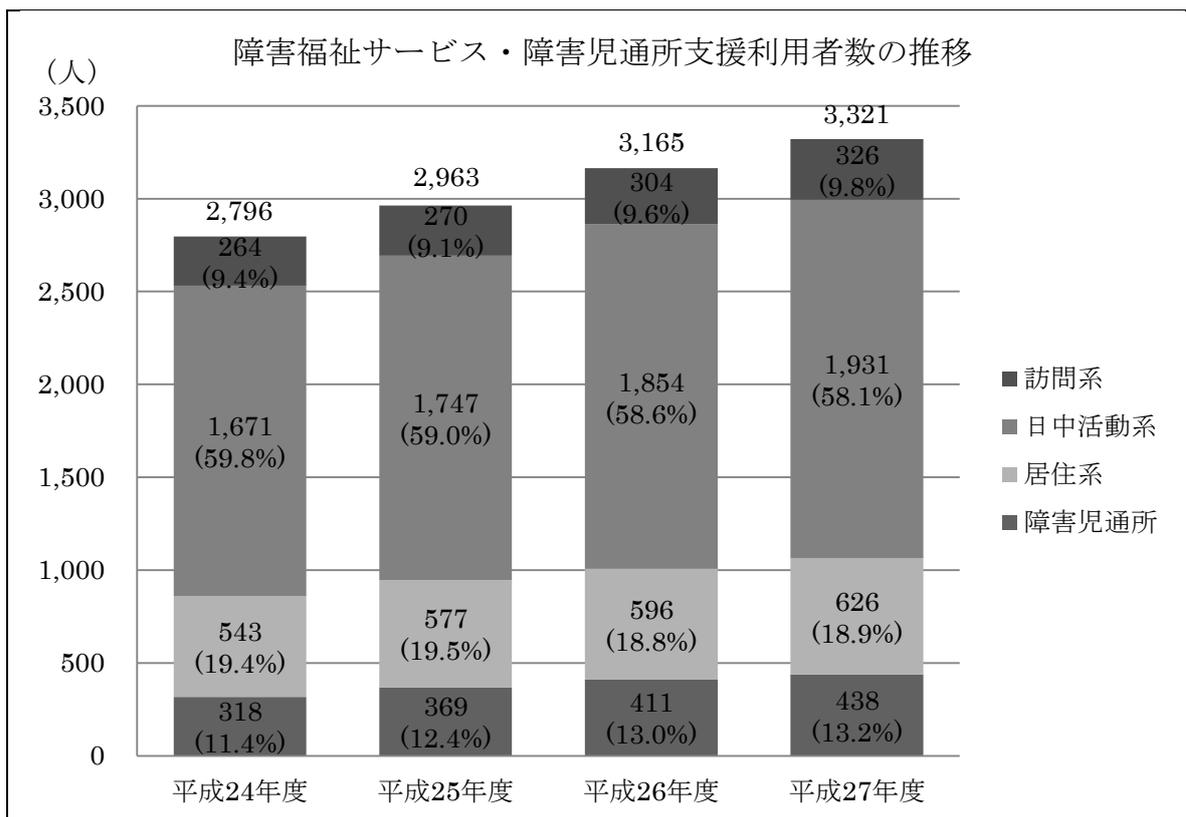
※手帳所持者数は、各年度 3 月 31 日現在

	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 級	(46.0%) 653 人	(45.2%) 949 人	(43.7%) 957 人	(42.9%) 985 人	(40.8%) 982 人
2 級	(45.7%) 649 人	(45.8%) 961 人	(47.7%) 1,043 人	(48.6%) 1,116 人	(50.0%) 1,204 人
3 級	(8.3%) 117 人	(9.0%) 188 人	(8.6%) 189 人	(8.5%) 195 人	(9.2%) 221 人
合計	(100.0%) 1,419 人	(100.0%) 2,098 人	(100.0%) 2,189 人	(100.0%) 2,296 人	(100.0%) 2,407 人

(6) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者数

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、平成27年度は平成24年度と比較し、525人、18.8%増加しています。

種類別では、障害福祉サービスについては、訪問系サービスが62人、23.5%、日中活動系サービスが260人、15.6%、居住系サービスが83人、15.3%増加しており、障害児通所支援については120人、37.7%増加しています。



※利用者数は、各年度2月末現在

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
障害福祉サービス	訪問系	(9.4%) 264人	(9.1%) 270人	(9.6%) 304人	(9.8%) 326人
	日中活動系	(59.8%) 1,671人	(59.0%) 1,747人	(58.6%) 1,854人	(58.1%) 1,931人
	居住系	(19.4%) 543人	(19.5%) 577人	(18.8%) 596人	(18.9%) 626人
障害児通所支援		(11.4%) 318人	(12.4%) 369人	(13.0%) 411人	(13.2%) 438人
合計		(100.0%) 2,796人	(100.0%) 2,963人	(100.0%) 3,165人	(100.0%) 3,321人

3 障がい者福祉の課題（アンケート調査結果）

本市における障がい者の実態や障がい者施策に関する意向等を把握するため、平成 27 年度に障がい者を対象にアンケート調査を実施しました。

以下は、その調査結果から主な項目を抜粋したものです。（調査結果の詳細は、40 ページを参照）

調査対象者数 及び回収状況	調査対象者数	3,000 人
	回収数	1,576 件
	回収率	52.5%
調査方法	自記式・無記名式の質問紙調査、郵送による配布・回収	
調査期間	平成 27 年 12 月 29 日～平成 28 年 1 月 16 日	

(1) 回答者（n = 1,576）

	全体（件）	割合（%）
本人	875	55.5
本人の家族	497	31.6
家族以外の介助者	106	6.7
無回答	98	6.2

「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が 55.5%で最も多く、次いで「本人の家族」31.5%、「家族以外の介助者」6.7%の順となっています。

(2) 回答者の年齢（n = 1,576）

	全体（件）	割合（%）
18 歳未満	74	4.7
18～64 歳	689	43.7
65 歳以上	785	49.8
無回答	28	1.8

「65 歳以上」が 49.8%で最も多く、次いで「18～64 歳」43.7%、「18 歳未満」4.7%の順となっています。

(3) 地域で生活するために必要な支援について（複数回答）（n = 1, 576）

	全体（件）	割合（％）
在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	562	35.7
必要な在宅サービスが適切に利用できること	478	30.3
生活訓練等の充実	596	37.8
経済的な負担の軽減	276	17.5
相談対応等の充実	839	53.2
地域住民等の理解	454	28.8
コミュニケーションについての支援	326	20.7
その他	296	18.8
障害者に適した住居の確保	56	3.6

「相談対応等の充実」が 53.2%で最も多く、次いで「生活訓練等の充実」37.8%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」35.7%の順となっています。

(4) 外出する時に困ることについて（複数回答）（n = 638）

	全体（件）	割合（％）
公共交通機関が少ない（ない）	137	21.5
列車やバスの乗り降りが困難	186	29.2
道路や駅に階段や段差が多い	211	33.1
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	84	13.2
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	161	25.2
介助者が確保できない	84	13.2
外出にお金がかかる	164	25.7
周囲の目が気になる	102	16.0
発作など突然の身体の変化が心配	146	22.9
困った時にどうすればいいのか心配	202	31.7
その他	59	9.2

「道路や駅に階段や段差が多い」が 33.1%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」31.7%、「列車やバスの乗り降りが困難」29.2%の順となっています。

(5) 就労支援として必要なことについて（複数回答）（n = 1, 576）

	全体（件）	割合（％）
通勤手段の確保	455	28.9
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	253	16.1
短時間勤務や勤務日数等の配慮	438	27.8
在宅勤務の拡充	241	15.3
職場の障害者理解	611	38.8
職場の上司や同僚に障害の理解があること	561	35.6
職場で介助や援助等が受けられること	278	17.6
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	279	17.7
企業ニーズに合った就労訓練	188	11.9
仕事についての職場外での相談対応、支援	275	17.4
その他	78	4.9

「職場の障害者理解」が38.8%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」35.6%、「通勤手段の確保」28.9%の順となっています。

(6) 障害福祉サービスを受けるにあたり、困っていることについて（複数回答）
（n = 1, 576）

	全体（件）	割合（％）
利用できるサービスが少ない	162	10.3
身近なところに利用できる施設が少ない	163	10.3
利用したいサービスが受けられない	99	6.3
制度（使い方など）がわかりにくい	316	20.1
利用料金が低い	152	9.6
困っていることはない	382	24.2
その他	101	6.4

「困っていることはない」が24.2%で最も多く、次いで「制度（使い方など）がわかりにくい」20.1%、「身近なところに利用できる施設が少ない」10.3%の順となっています。

- (7) 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて
(n = 1, 576)

	全体 (件)	割合 (%)
ある	494	31.3
ない	928	58.9
無回答	154	9.8

「ある」が31.3%、「ない」が58.9%となっています。

- 「ある」と回答した方が、差別や嫌な思いをした場所について（複数回答）
(n = 494)

	全体 (件)	割合 (%)
学校	117	23.7
仕事の関係	120	24.3
レストラン・飲食店等	103	20.9
余暇施設	58	11.7
イベント等	31	6.3
公共交通機関	112	22.7
病院などの医療機関	136	27.5
障害者施設	63	12.8
公的機関等	51	10.3
その他	76	15.4

「病院などの医療機関」が27.5%で最も多く、次いで「仕事の関係」24.3%、「学校」23.7%の順となっています。

(8) 地震や風水害等の災害時に困ることについて（複数回答）（n = 1,576）

	全体（件）	割合（％）
投薬や治療が受けられない	708	44.9
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	294	18.7
救助を求めることができない	349	22.1
安全なところまで、迅速に避難することができない	703	44.6
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	367	23.3
周囲とコミュニケーションがとれない	364	23.1
避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	712	45.2
特にない	200	12.7
その他	49	3.1

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が45.2%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」44.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」44.6%の順となっています。

4 現状と課題のまとめ

障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援することを目的として、平成25年に障害者自立支援法の改正により障害者総合支援法が施行され、支援の対象に難病等が追加されるなど、障がい者の支援制度が拡充されています。さらには、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とする差別の禁止が義務付けられています。

平成27年度に障がい者を対象に実施したアンケート調査では、3割以上の方が差別や嫌な思いをしたことがあり、その場所は医療機関のほか、仕事の関係や学校など日常生活の中で感じられている結果となっています。

また、このアンケートでは次のようなこともわかりました。

- ・ 就労するためには、職場及び職場の上司、同僚の理解が必要なこと
- ・ 障害福祉サービスの制度がわかりにくい
- ・ 災害時は、避難場所の設備や生活環境のほか、投薬や治療が受けられないこと、迅速に避難できないことに不安を感じている

本市では、こうした不安等を解消し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供を図るとともに、外出や就労に対する支援などにより、障がい者の社会参加の促進に取り組んでいます。

近年、障がい者手帳の所持者が増加傾向にある中、障がい者の多様なニーズに対応していくためには、今後も地域や事業者、行政が一体となって、障がい者福祉の充実を図ることが求められています。

また、障がい者が個性や能力を十分に発揮し、社会の一員として活躍することができる共生社会の実現に向けて、外出や就労などの社会参加の促進が求められています。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

計画の基本理念は、国及び青森県が定める計画の考え方を基本としながら、本市の諸計画の最上位計画である第6次総合計画及び関連計画である第3期地域福祉計画を踏まえた上で、「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」と定めます。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開していくものです。

障害者基本法が目指す社会像

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第3次青森県障害者計画の基本理念

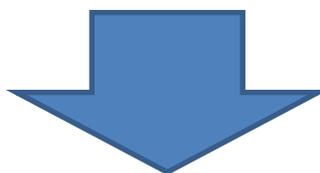
「だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして」

第6次八戸市総合計画が目指す姿

「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」

第3期八戸市地域福祉計画の基本理念

「市民一人ひとりが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会の実現」



第3次八戸市障害者計画の基本理念

「障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」

2 基本目標

基本目標 1：障がい者福祉の充実

障がいの特性に応じた福祉サービスの提供や障がい者の自立に向けた生活支援など、障がい者福祉の充実を図り、全ての障がい者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、日常生活を送ることができることを目指します。

基本目標 2：社会参加の促進

障がい者の社会参加の促進を図るため、市民理解の促進や外出支援など、社会参加しやすい環境の整備を進めるとともに、障がい者の就労支援の充実に取り組み、障がい者が社会参加しやすい環境づくりがなされ、市民が障がいの有無に関わらず共に支え合う地域社会を目指します。

基本目標 3：各分野の施策との連携

本市の第6次総合計画では、まちづくりの基本方針として、①子育て・教育・市民活動、②産業・雇用、③防災・防犯・環境、④健康・福祉、⑤文化・スポーツ・観光、⑥都市整備・公共交通の分野で、総合的に取り組むべき基本的な政策を定めており、これら各分野の政策との連携により、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合うまちづくりを目指します。

3 施策の体系

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現

基本目標 1 : 障がい者福祉の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

(2) 生活支援の充実

基本目標 2 : 社会参加の促進

(1) 社会参加しやすい環境の整備

(2) 就労支援の充実

(3) 差別解消の推進

基本目標 3 : 各分野の施策との連携

(1) 障がい者の支援に向けた施策の推進

(2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進

第4章 施策の内容

基本目標1：障がい者福祉の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がい者のニーズに応じ、ホームヘルパーによる居宅介護やグループホームへの入居、生活能力向上のための自立訓練などのほか、中核市への移行による身体障害者手帳の交付や障害福祉サービス事業者の指定等により、障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、平成27年度実施のアンケート調査において、障がい福祉サービスの制度がわかりにくいとの意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては、「障がい者のしおり」の活用等により、丁寧な制度説明に努めます。

事業名	概要
訪問系サービス事業	◇障がい者の地域における在宅生活を支える「訪問系サービス」(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援)に係る費用を給付
日中活動系サービス事業	◇通所によるサービスの提供により障がい者の日常生活を支える「日中活動系サービス」(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所)に係る費用を給付
居住系サービス事業	◇障がい者の住まい・夜間の生活を支える「居住系サービス」(共同生活援助、施設入所支援)に係る費用を給付
自立支援給付事業	◇障がい者の自立した社会生活を支援する「自立支援給付」(更生医療、育成医療、サービス利用計画作成、地域移行支援、地域定着支援、身体障害者(児)補装具)に係る費用を給付
障害児通所支援給付等事業	◇通所によるサービスの提供により、障がい児の日常生活を支える障害児通所支援に係る費用を給付 ◇発達障害者を支援するためのケース会議の開催及び相談窓口の設置
身体障害者手帳交付事業	◇中核市への移行により、身体障害者手帳に係る申請の受理から交付までの一連の事務を実施
障害福祉サービス事業者指定等事業	◇中核市への移行により、障害福祉サービス事業者の指定・指導監査等を実施

(2) 生活支援の充実

日常生活に関する相談や用具・手当等の給付、並びに福祉サービスに関する相談や情報提供など、生活支援の充実を図るとともに、成年後見制度の活用による権利擁護の推進を図ります。

また、平成27年度実施のアンケート調査において、地域で生活するために必要な支援として、相談対応等の充実との意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては、さらなる相談対応等の充実に努めます。

事業名	概要
障がい者相談支援事業	◇専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を提供
日常生活用具給付事業	◇日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等を給付
権利擁護事業	◇市長による成年後見の申立てへの支援や申立て費用及び後見人への報酬費用を助成 ◇障害者虐待に関する普及啓発活動を推進 ◇虐待対策ケース会議を運営
特別障害者手当給付等事業	◇日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の方に特別障害者手当を給付 ◇日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に障害児福祉手当を給付
重度心身障害者医療費助成事業	◇重度心身障がい者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金を助成
地域生活支援事業	◇障がい者の地域生活を支援する「地域生活支援事業」(障害支援区分の認定調査・判定審査、地域活動支援センター、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援サービス、代読・代筆支援員派遣等)に係る事業を実施

基本目標 2：社会参加の促進

(1) 社会参加しやすい環境の整備

障がいや障がい者に対する市民や事業者等の理解の促進を図るとともに、外出時の移動手段の確保や手話通訳者等の派遣など、障がい者が社会参加しやすい環境の整備を図ります。

事業名	概要
障害者バス特別乗車証支給事業	◇6歳以上の障がい者に、市営バス及び南部バスの市内全線で使用できるバス特別乗車証を交付
自動車運転免許取得・改造事業	◇自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費を助成
研修会等開催・支援事業	◇障がい者福祉合同研修会やNHKハート展（障がい者の詩と著名人の絵画を組み合わせた展覧会）を開催 ◇障がい者団体が開催するイベントへの講師派遣
障がい者団体活動支援事業	◇社会福祉団体が行う活動に対する補助 ◇自閉症児（者）親の会が行う事業に対する補助 ◇八戸市手をつなぐ育成会が行う「愛の輪レクリエーション」事業に対する補助
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	◇市内に在住する聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣
手話通訳者設置事業	◇市庁舎内・公的機関での手続事務や医療機関受診時に手話通訳を実施
手話通訳者等養成事業	◇八戸市ろうあ協会への委託により手話通訳者及び手話奉仕員養成事業を実施
重度心身障害者タクシー料金助成等事業	◇障がい者の社会参加の促進を図るため、バス利用が困難な在宅重度心身障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成

(2) 就労支援の充実

関係団体と連携しながら、相談体制の整備や訓練機会の確保などにより、障がい者の就労支援の充実を図ります。

また、平成27年度実施のアンケート調査において、就労支援として、職場の上

司・同僚の障がいに対する理解が必要との意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては、職場での障がいに対する理解が得られるための方策を講じます。

事業名	概要
障がい者就労支援団体ネットワーク事業	◇障がい者の就労に関する情報の提供・共有 ◇意見交換等を行う会議及び市民を含めた障がい者の就労支援のための研修会を開催
障がい者就労サポーター養成事業	◇障がい者雇用（予定）企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がいや障がい者の就労に対する理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催
障がい者就労支援事業	◇障害者就労施設からの調達拡大を図るため、障害者優先調達推進法パンフレットを作成及び配布

(3) 差別解消の推進

平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行や平成25年6月の障害者差別解消法の制定をうけ、障がい者の尊厳や自立、社会参加を尊重するとともに、障がい者への虐待の禁止や差別の禁止、合理的配慮の不提供の禁止等が法定化されました。

しかし、障がい者や障がい特性について、市民の理解が十分とは言えない状況であることから、あらゆる機会をとらえ、市民ぐるみで啓発活動に努め、障がい者への理解を深めていくとともに、障がいのある人もない人も互いに尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

また、平成27年度実施のアンケート調査において、差別や嫌な思いをした場所として、医療機関や学校等との意見が寄せられたことから、事業の実施にあたっては、こうした場所での障がいを理由とする差別を解消するための方策を講じます。

事業名	概要
職員対応マニュアルの運用	◇障害者差別解消法第10条に規定する対応要領として、職員対応マニュアルを策定 ◇市の各部署において、不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を実施 ◇職員研修の実施
公共施設での障がい者差別の解消	◇市職員の対応マニュアルをもとに、指定管理者に対する研修を実施 ◇指定管理者制度導入施設のモニタリングにおいて、

	評価項目に不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を追加
障がい者差別に関する相談への対応	◇関係機関等との連携により、適切に対応
障害者差別解消のための啓発活動	◇法の趣旨等が広く周知されるための広報や啓発活動の実施 ◇障がい者団体や医療機関及び教育機関と連携した啓発活動の実施 ◇市民や事業者を対象とした研修会の開催 ◇チラシや啓発グッズの配布
【再掲】研修会等開催・支援事業	◇障がい者福祉合同研修会やNHKハート展を開催 ◇障がい者団体が開催するイベントへの講師派遣

基本目標 3 : 各分野の施策との連携

(1) 障がい者の支援に向けた施策の推進

第6次総合計画のまちづくりの基本方針として定めた各分野の政策のうち、障がい者の支援に向けた施策を推進します。

① 保健・医療の充実

保健・医療の充実を図るため、市民の主体的な取組を促進しながら健康づくりを推進するとともに、関係機関との連携により、地域医療の充実に取り組みます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
救急医療体制整備事業	◇医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療を確保	市	総合保健センター推進室
ドクターカー運行事業	◇医師を乗せて救急現場に直行する「ドクターカー」を八戸市立市民病院に配備	八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村	総合保健センター推進室
AED普及促進事業	◇ボランティア団体等との協働によりAED講習会を開催 ◇AED設置施設の情報提供	市・ボランティア団体	総合保健センター推進室
看護師等修学資金貸与事業	◇市内の看護師等養成施設に在学の者に対して、修学に必要な資金を貸与	市	総合保健センター推進室
こころの健康づくり事業	◇講演会の開催や各種広報媒体を活用して、こころの健康づくりに関する普及啓発を推進 ◇電話相談窓口の設置や新生児訪問時の産婦からの健康相談の実施 ◇うつ病の早期発見のためのスクリーニング及び健康相談を実施	市	健康づくり推進課
母子健康診査事業	◇妊婦と乳幼児の健康の保持増進を推進するため、妊婦健康診査	市	健康づくり推進課

	や妊婦歯科健康診査、乳児健康診査、先天性股関節脱臼検診等を実施		
--	---------------------------------	--	--

② 地域福祉・高齢者支援の充実

市民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、市民意識の醸成や地域による見守り体制の充実、人権擁護の推進により、地域福祉の充実を図ります。

また、介護・高齢者支援の充実を図るため、介護予防などの自立支援の強化や介護サービスの充実に取り組むとともに、高齢者の社会参加を促進します。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
福祉意識の高揚のための出前講座	◇地域での講習会（車椅子操作体験や高齢者擬似体験など）を開催	市・社会福祉協議会	福祉政策課
心のバリアフリー推進事業	◇地域住民に対し、八戸市社会福祉協議会と連携して体験型の講習会を開催 ◇広報はちのへに意識啓発を図る特集記事を掲載	市	福祉政策課
ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	◇「ほのぼの交流協力員」による高齢者や障がい者等の自宅訪問を実施 ◇関係者間の連携を深める連絡会や、見守り活動に関する研修会を開催	市・社会福祉協議会	福祉政策課
地域の安心・安全見守り活動推進事業(高齢者・障がい者等)	◇宅配業者、タクシー会社、新聞販売店等と「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況についての情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築	市・関係事業者	福祉政策課
福祉有償運送事業	◇乗車定員 11 人未満の自家用自動車を用いて、会員登録をした身体障がい者等移動制約者の運送を実施	N P O 法人等	都市政策課

権利擁護センター設置・運営事業	◇権利擁護に関する総合相談を実施 ◇市民後見人の養成及び支援、市民後見人監督人に対する支援 ◇啓発・研修事業を推進	市	高齢福祉課
地域包括支援センター運営事業	◇在宅介護支援センターに併設する形で市直営のサブセンターを設置	市	高齢福祉課
緊急通報装置貸与事業	◇市民税非課税のひとり暮らし高齢者の自宅に緊急通報装置を貸与	市	高齢福祉課
はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費助成費用	◇はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費の一部を助成	市	高齢福祉課
高齢者バス特別乗車証支給事業	◇70歳以上の高齢者を対象に、1年間利用可能なバス特別乗車証を交付	市	高齢福祉課
寝具洗濯乾燥消毒サービス	◇ひとり暮らし等の高齢者で、心身の障がいや傷病などの理由で、衛生管理が困難な方に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施	市	高齢福祉課

③ 子育て支援の充実

子育て支援の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた子育て環境の充実や子育て家庭への支援に取り組むとともに、社会全体における子育て支援意識の醸成を進めます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
中程度障がい児保育事業	◇保育を必要とする中程度障がい児の保育施設等への入所促進を図るため、保育士加配に係る人件費を補助	市	こども未来課
ふれあい保育事業	◇保育を必要とする軽度障がい児の保育施設等への入所促進を図るため、保育士加配に係る人件	市	こども未来課

	費を補助		
ファミリーサポートセンター事業	◇育児の援助を必要とする者と育児を援助したい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を実施	市	子育て支援課
子育て情報整備事業	◇子育て情報サイトの運営及びメールマガジンの配信を実施	市	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	◇遊びを通じた自主性、社会性、創造性の育成など、児童の健全育成に必要な活動を実施	市	子育て支援課
乳幼児等医療費助成事業	◇就学前の乳幼児の入院・通院と小・中学生の医療費の一部を助成	市	子育て支援課
はちのへ縁結びプロジェクト事業	◇町内会と連携し、未婚者等に対し結婚支援に関するイベント情報などを提供 ◇関係団体と連携し、結婚支援に関するセミナー等を開催	市	子育て支援課
“読み聞かせ”キッズブック事業	◇市内に住所がある3歳児に1人あたり2,000円(500円×4枚)のブッククーポンを配付	市	子育て支援課

④ 学校教育の充実

学校教育の充実を図るため、学校、家庭、地域の連携による地域に密着した教育を推進するとともに、就学前教育や義務教育、高等学校教育、高等教育の充実に取り組みます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
こども支援センター運営事業	◇心身の発達を必要とする子どもとその保護者からの相談への対応 ◇不登校状態の子どもたちを対象とした適応指導教室の運営 ◇関係機関との連絡調整、特別支援教育の環境整備	市	こども支援センター
特別支援教育 就学奨励費	◇「学校給食費」「学用品通学用品費」「校外活動費」「新入学児童	市	学校教育課

	生徒学用品通学用品費」「修学旅行費」「通学費」に係る経費の一部を支給		
特別支援教育アシスト事業	◇特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学校に対し、特別支援アシスタントを配置 ◇研修会の実施など、アシスタントの資質の向上及び個々の教育的ニーズに応じた支援を実施	市	総合教育センター
特別支援教育推進事業	◇特別支援学級在籍の児童生徒の合同遠足や宿泊学習を実施 ◇特別支援学級・学校在籍の児童生徒の作品を集めた文集「はまぼうふう」を刊行	市	総合教育センター
青少年(中・高生)の地域活動事業	◇各団体から派遣依頼に基づき、登録している市内の中・高校生によるボランティア活動を実施	市	教育指導課

⑤ 雇用環境の充実

雇用環境の充実を図るため、若年者や障がい者、高齢者などの就業・雇用を促進するとともに、勤労者の労働環境の改善を促進します。

また、関係団体と連携しながら、相談体制の整備や訓練機会の確保などにより、障がい者の就労支援の充実を図ります。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
障がい者雇用奨励金	◇市内に居住する障がい者を常用労働者として雇用する事業主に対し、雇用奨励金を交付	市	産業労政課
【再掲】障がい者就労支援団体ネットワーク事業	◇障がい者の就労に関する情報の提供・共有 ◇意見交換等を行う会議及び市民を含めた障がい者の就労支援のための研修会を開催	市	障がい福祉課
【再掲】障がい者就労サポーター養成事業	◇障がい者雇用(予定)企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がいや障がい者の就労に対する理解を	市	障がい福祉課

	深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催		
--	--------------------------	--	--

⑥ 地域防災の充実

地域防災の充実を図るため、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、防災力の強化に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

また、平成27年度に実施したアンケート調査の結果から、これら事業の実施にあたっては、障がい者が感じる不安の払拭と、障がい特性に応じた配慮が得られるための方策を講じます。

事業名	概要	実施主体	市担当部署
総合防災訓練の実施	◇災害発生時初期対応訓練、洪水・土砂災害対応訓練、被災現地対応訓練、地域自主防災訓練、避難者対応・受援訓練、災害応急復旧訓練等を実施	市	防災危機管理課
安全・安心情報発信事業	◇気象、火災、防犯、消費生活、交通安全、危険動物等の安全情報をメール、アプリを活用して配信	市	防災危機管理課
災害時要援護者支援事業	◇災害時要援護者名簿、個別避難支援プランを作成 ◇要援護者名簿等の提供を通じ、要援護者を地域で支援していく体制を構築 ◇災害時要援護者支援マップシステムの運用	市	福祉政策課
福祉避難所の整備	◇災害時に福祉避難所となる施設の整備	市	障がい福祉課
障がい者への災害情報等伝達事業	◇視覚・聴覚障がい者への災害発生情報や避難情報等の伝達体制を構築 ・聴覚障がい者に対し、FAX 一斉送信システム (BizFax) 及びほっとするメールへの登録の推進 ・視覚障がい者に対し、緊急警報受信機能付き地上デジタル放送	市	障がい福祉課

	対応ラジオの購入費補助		
--	-------------	--	--

(2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進

第6次総合計画のまちづくりの基本方針として定めた各分野の政策のうち、障がい者への配慮が必要な施策を推進します。

これらの施策に関連する事業の実施にあたっては、積極的に障がい者への配慮に努めます。

① 市民活動の促進

市民主体のまちづくりを実現するため、市民の協働意識の醸成やNPO・ボランティア等に対する支援により、市民活動の促進を図ります。

② 防犯・交通安全対策・消費者支援の充実

防犯・交通安全対策の充実を図るため、市民、地域団体、事業者、行政等が一体となって、地域における安全の確保に取り組むとともに、防犯対策の充実と交通安全対策の充実に取り組みます。

また、消費生活に関する消費者意識の醸成に取り組むとともに、消費者トラブルから市民を守る消費者支援体制の充実に取り組みます。

③ 市街地・道路網の整備

市民が快適で潤いのある生活を送ることができるよう、地域の特色を生かした良好な市街地の整備を図るとともに、「八戸の顔」にふさわしい中心市街地の整備を推進します。

また、市民の日常生活の利便性を確保するとともに、産業経済や地域間交流の活性化を図るため、生活道路や広域的な幹線道路などの道路網の整備を図るとともに、道路の適正な維持管理に取り組みます。

④ 地域交通の充実

人々の移動と交流を支える地域交通の充実を図るため、持続可能な地域公共交通の確保と広域交通の整備を進めます。

⑤ 文化芸術の振興

文化芸術の振興を図るため、文化財等の保存と活用を図るとともに、市民の文化芸術活動を促進します。

⑥ スポーツの振興

市民の健康保持や地域の魅力向上をめざし、関係機関・団体等と連携しながら、それぞれの目的に応じたスポーツ活動を支える環境を整備することにより、スポーツの振興を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容
平成 27 年 12 月 ～平成 28 年 1 月	アンケート調査
平成 28 年 8 月 17 日	八戸市健康福祉審議会 第 1 回障がい福祉部会開催
平成 28 年 11 月 28 日	八戸市健康福祉審議会 第 2 回障がい福祉部会開催
平成 29 年 3 月 ～平成 29 年 3 月	パブリックコメントの実施
平成 29 年 3 月 21 日	八戸市健康福祉審議会 第 3 回障がい者福祉専門分科会 開催
平成 29 年 3 月 21 日	第 3 回八戸市健康福祉審議会開催

2 八戸市健康福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 委員名簿

任 期：平成 28 年 6 月 28 日～平成 31 年 6 月 27 日

専門分科会長：浮 木 隆 副専門分科会長：小 柳 達 也

区分	所属団体・役職	氏名
学識経験者	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 講師	小 柳 達 也
	八戸学院大学健康医療学部看護学科 准教授	壬 生 寿 子
	三八地区特別支援連携協議会 会長	中 村 健
保健医療関係者	八戸市医師会 理事	深 澤 隆
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	浮 木 隆
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会 会長	蒔 田 増 美
	青森県精神保健福祉協会 評議員	青 柳 元 記
	八戸市身体障害者団体連合会 会長	東 山 国 男
	八戸市手をつなぐ育成会 会長	川 村 暁 子
	八戸市自閉症児（者）親の会 特別理事	前 田 淳 裕
公募に応じた者	公募	赤 石 和 枝

合計 11 人

3 八戸市健康福祉審議会規則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成 19 年八戸市条例第 11 号）第 32 条第 7 項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第 2 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第 5 条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 11 条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障がい者福祉専門分科会

(3) 健康・保健専門分科会

(4) 介護・高齢福祉専門分科会

(5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

- 5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各 1 人を置く。
- 6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって定める。
- 7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合においては、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この議決事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「委員（第 6 条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。事項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

第 6 条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第 32 条第 4 項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第 7 条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
- 3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
- 4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第 1 項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあつては審査会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあつては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。

- 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会（障がい者福祉専門分科会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議に報告しなければならない。
- 11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「委員（第6条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。事項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（資料の提出の要求等）

第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月20日規則第61号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項第4号の改正規定（同号を第3号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月6日規則第105号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(任期に関する経過措置)

- 2 八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 28 年八戸市条例第 54 号）附則第 1 項の規定により同項に規定する新審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における同項に規定する旧審議会（以下「旧審議会」という。）の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(会長及び副会長に関する経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に旧審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、この規則による改正後の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条第 2 項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

(旧部会に関する経過措置)

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の八戸市健康福祉審議会規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による健康・保健部会、介護・高齢福祉部会、障がい福祉部会又は社会福祉部会（以下「旧部会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 5 条第 4 項の規定により健康・保健専門分科会、介護・高齢福祉専門分科会、障がい福祉専門分科会又は社会福祉専門分科会（以下「新専門分科会」という。）の委員に指名されたものとみなす。

- 5 この規則の施行の際現に旧部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 5 条第 6 項の規定により、新専門分科会の専門分科会長及び副専門分科会長として定められたものとみなす。

- 6 この規則の施行前に旧部会において決議した事項で、改正前の規則第 5 条第 9 項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第 5 条第 9 項後段の規定により、専門分科会長が報告するものとする。

- 7 この規則の施行前に旧部会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新専門分科会において調査審議をするものとし、旧部会がした当該調査審議の手続は新専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(旧専門委員に関する経過措置)

- 8 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による専門委員である者は、施行日に、改正後の規則第 6 条第 2 項の規定により臨時委員に委嘱されたものとみなす。

(旧分科会に関する経過措置)

- 9 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定による地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「旧分科会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第 7 条第 4 項の規定により地域密着型サービス運営委員会又は地域包括支援センター運営協議会（以下「新部会」という。）の委員に指名されたものとみなす。

- 10 この規則の施行の際現に旧分科会の分科会長及び副分科会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の規則第7条第6項に規定により、新部会の部会長及び副部会長として定められたものとみなす。
- 11 この規則の施行前に旧分科会において決議した事項で、改正前の規則第7条第8項ただし書の規定による報告をしていないものは、改正後の規則第7条第9項後段の規定により、部会長が報告するものとする。
- 12 この規則の施行前に旧分科会において調査審議をした事項で、この規則の施行の際当該調査審議が終了していないものは新部会において調査審議をするものとし、旧分科会がした当該調査審議の手続は新部会がした調査審議の手続とみなす。

平成 27 年度
障がい者アンケート調査結果
報告書

平成 28 年 3 月
八戸市福祉部障がい福祉課

八戸市障害者計画（第3次）策定についてのアンケート調査

1 目 的

次期八戸市障害者計画策定（平成 28 年度）にあたっては、内閣府の示す市町村障害者計画策定指針に基づき、地域の実情とニーズを踏まえて策定すべく、障がい者の意向調査等による基礎資料の収集・整理が求められていることから、障がい者の意向調査等のため、アンケート調査を実施するもの。

2 調査実施方法

調査対象者

下記対象者から 3,000 名を抽出

- ・八戸市在住の身体障害者手帳保持者
- ・八戸市在住の愛護（療育）手帳保持者
- ・八戸市在住の精神障害者保健福祉手帳保持者
- ・八戸市在住の指定難病罹患者

調査方法

自記式・無記名式の質問紙調査、郵送による配布・回収

調査期間

平成 27 年 12 月 29 日～平成 28 年 1 月 16 日

有効回収数 1,576 件（有効回収率 52.5%）

3 調査内容

- ① 年齢・居住地・家族などについて
- ② 障害の状況について
- ③ 住まいや暮らしについて
- ④ 日中活動や就労について
- ⑤ 障害支援区分等について
- ⑥ 相談相手について
- ⑦ 障害差別について
- ⑧ 災害時の避難等について

八戸市障害者計画(第3次)策定についてのアンケート調査結果

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
本人	875	55.5
本人の家族	497	31.6
家族以外の介助者	106	6.7
無回答	98	6.2

「本人(この調査票が郵送された宛名の方)」が55.5%で最も多く、次いで「本人の家族」31.5%、「家族以外の介助者」6.7%の順となっています。

年齢・居住地域・家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
18歳未満	74	4.7
18～64歳	689	43.7
65歳以上	785	49.8
無回答	28	1.8

「65歳以上」が49.8%で最も多く、次いで「18～64歳」43.7%、「18歳未満」4.7%の順となっています。

問3 あなたがお住まいの地域はどこですか。
(地域別)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
市川地域	75	4.8
下長地域	134	8.5
上長・豊崎地域	70	4.4
中央地域	415	26.3
根城・田面木・新都市地域	163	10.3
館・是川地域	94	6.0
湊・白銀地域	274	17.4
大館地域	165	10.5
鮫・南浜地域	82	5.2
南郷地域	51	3.2
無回答	53	3.4

「中央地域」が26.3%で最も多く、次いで「湊・白銀地域」17.4%、「大館地域」10.5%の順となっています。

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
父母・祖父母・兄弟・姉妹	385	24.4
配偶者	583	37.0
子ども・孫	410	26.0
いない(一人で暮らしている)	221	14.0
その他	274	17.4

「配偶者」が37.0%で最も多く、次いで「子ども・孫」26.0%、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」24.4%の順となっています。

問5 生活するためのお金(収入源)は、主に、何によってまかなわれていますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
自分の就労等による収入	143	9.1
自分の年金や手当	815	51.7
家族の就労等による収入	253	16.1
家族の年金や手当	180	11.4
生活保護	115	7.3
その他	43	2.7
無回答	27	1.7

「自分の年金や手当」が51.7%で最も多く、次いで「家族の就労等による収入」16.1%、「家族の年金や手当」11.4%の順となっています。

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。

① 食事(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	1,164	73.9
一部介助が必要	216	13.7
全部介助が必要	131	8.3
無回答	65	4.1

「ひとりでできる」が73.6%で最も多く、次いで「一部介助が必要」11.5%、「全部介助が必要」10.5%の順となっています。

② トイレ(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	1,160	73.6
一部介助が必要	182	11.5
全部介助が必要	165	10.5
無回答	69	4.4

「ひとりでできる」が73.9%で最も多く、次いで「一部介助が必要」13.7%、「全部介助が必要」8.3%の順となっています。

③ 入浴(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	943	59.8
一部介助が必要	281	17.8
全部介助が必要	278	17.6
無回答	74	4.7

「ひとりでできる」が59.8%で最も多く、次いで「一部介助が必要」17.8%、「全部介助が必要」17.6%の順となっています。

④ 衣服の着脱(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	1,085	68.8
一部介助が必要	237	15.0
全部介助が必要	182	11.5
無回答	72	4.6

「ひとりでできる」が68.8%で最も多く、次いで「一部介助が必要」15.0%、「全部介助が必要」11.5%の順となっています。

⑤ 身だしなみ(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	981	62.2
一部介助が必要	311	19.7
全部介助が必要	199	12.6
無回答	85	5.4

「ひとりでできる」が62.2%で最も多く、次いで「一部介助が必要」19.7%、「全部介助が必要」12.6%の順となっています。

⑥ 家の中の移動(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	1,171	74.3
一部介助が必要	175	11.1
全部介助が必要	145	9.2
無回答	85	5.4

「ひとりでできる」が74.3%で最も多く、次いで「一部介助が必要」11.1%、「全部介助が必要」9.2%の順となっています。

⑦ 外出(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	784	49.7
一部介助が必要	352	22.3
全部介助が必要	362	23.0
無回答	78	4.9

「ひとりでできる」が49.7%で最も多く、次いで「全部介助が必要」23.0%、「一部介助が必要」22.3%の順となっています。

⑧ 家族以外の人との意思疎通(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	972	61.7
一部介助が必要	301	19.1
全部介助が必要	182	11.5
無回答	121	7.7

「ひとりでできる」が61.7%で最も多く、次いで「一部介助が必要」19.1%、「全部介助が必要」11.5%の順となっています。

⑨ お金の管理(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	830	52.7
一部介助が必要	248	15.7
全部介助が必要	409	26.0
無回答	89	5.6

「ひとりでできる」が52.7%で最も多く、次いで「全部介助が必要」26.0%、「一部介助が必要」15.7%の順となっています。

⑩ 薬の管理(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ひとりでできる	912	57.9
一部介助が必要	203	12.9
全部介助が必要	380	24.1
無回答	81	5.1

「ひとりでできる」が57.9%で最も多く、次いで「全部介助が必要」24.1%、「一部介助が必要」12.9%の順となっています。

問6の①～⑩で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した方におうかがいします。

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(複数回答)(n=875)

	全体(件)	割合(%)
父母・祖父母・兄弟・姉妹	261	29.8
配偶者	238	27.2
子ども・孫	170	19.4
ホームヘルパーや施設の職員	306	35.0
その他の人(ボランティア等)	29	3.3

「ホームヘルパーや施設の職員」が35.0%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟・姉妹」29.8%、「配偶者」27.2%の順となっています。

問7で「父母・祖父母・兄弟・姉妹」「配偶者」「子ども・孫」と回答した方におうかがいします。

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、健康状態をお答えください。

①年齢(n=615)

	全体(件)	割合(%)
30歳未満	12	2.0
30～39歳	40	6.5
40～49歳	75	12.2
50～59歳	136	22.1
60～69歳	188	30.6
70～79歳	111	18.0
80歳以上	40	6.5
無回答	13	2.1

「60～69歳」が30.6%で最も多く、次いで「50～59歳」22.1%、「70～79歳」18.0%の順となっています。

②健康状態(n=615)

	全体(件)	割合(%)
よい	115	18.7
ふつう	338	55.0
よくない	150	24.4
無回答	12	2.0

「ふつう」が55.0%で最も多く、次いで「よくない」24.4%、「よい」18.7%の順となっています。

障害の状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。
(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
1級	477	30.3
2級	222	14.1
3級	164	10.4
4級	202	12.8
5級	27	1.7
6級	47	3.0
持っていない	320	20.3
無回答	117	7.4

「1級」が30.3%で最も多く、次いで「持っていない」20.3%、「2級」14.1%の順となっています。

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、
主たる障害をお答えください。(n=1139)

	全体(件)	割合(%)
視覚障害	69	6.1
聴覚障害	81	7.1
音声・言語・そしゃく機能障害	36	3.2
肢体不自由	530	46.5
内部障害	350	30.7
無回答	73	6.4

「肢体不自由」が46.5%で最も多く、次いで「内部障害」30.7%、「聴覚障害」7.1%の順となっています。

問11 あなたの「愛護(療育)手帳」に記載された
障害の程度はどちらですか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
A判定	139	8.8
B判定	143	9.1
持っていない	1,114	70.7
無回答	180	11.4

「持っていない」が70.7%で最も多く、次いで「B判定」9.1%、「A判定」8.8%の順となっています。

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ち
ですか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
1級	101	6.4
2級	134	8.5
3級	33	2.1
持っていない	1,160	73.6
無回答	148	9.4

「持っていない」が73.6%で最も多く、次いで「2級」8.5%、「1級」6.4%の順となっています。

問13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けて
いますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
受けている	102	6.5
受けていない	1,359	86.2
無回答	115	7.3
サンプル数	1,576	100.0

「受けている」が6.5%、「受けていない」が86.2%となっています。

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ある	111	7.0
ない	1,352	85.8
無回答	113	7.2
サンプル数	1,576	100.0

「ある」が7.0%、「ない」が85.8%となっています。

問15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ある	163	10.3
ない	1,308	83.0
無回答	105	6.7
サンプル数	1,576	100.0

「ある」が10.3%、「ない」が83.0%となっています。

問15で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。

問16 その関連障害をお答えください。
(複数回答)(n=163)

	全体(件)	割合(%)
視覚障害	15	9.2
聴覚障害	19	11.7
音声・言語・そしゃく機能障害	55	33.7
肢体不自由	109	66.9
内部障害	30	18.4

「肢体不自由」が66.9%で最も多く、次いで「音声・言語・そしゃく機能障害」33.7%、「内部障害」18.4%の順となっています。

問17 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
気管切開	22	1.4
人工呼吸器(レスピレーター)	5	0.3
吸入	23	1.5
吸引	37	2.3
胃ろう・腸ろう	30	1.9
鼻腔経管栄養	33	2.1
中心静脈栄養(IVH)	9	0.6
透析	86	5.5
カテーテル留置	59	3.7
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)	59	3.7
服薬管理	518	32.9
その他	204	12.9

「服薬管理」が32.9%で最も多く、次いで「その他」12.9%、「透析」5.5%の順となっています。

住まいや暮らしについて

問18 あなたは現在どのように暮らしていますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
一人で暮らしている	214	13.6
家族と暮らしている	1,066	67.6
グループホームで暮らしている	62	3.9
福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	148	9.4
病院に入院している	58	3.7
その他	18	1.1
無回答	10	0.6

「家族と暮らしている」が67.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」13.6%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」9.4%の順となっています。

問19 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
今のまま生活したい	846	53.7
グループホームを利用したい	52	3.3
家族と一緒に生活したい	419	26.6
一般の住宅で一人暮らしをしたい	61	3.9
福祉施設に入所したい	123	7.8
その他	34	2.2
無回答	41	2.6

「今のまま生活したい」が53.7%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」26.6%、「福祉施設に入所したい」7.8%の順となっています。

問20 地域で生活するためには、どのような支援が必要だと思いますか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	562	35.7
必要な在宅サービスが適切に利用できること	478	30.3
生活訓練等の充実	596	37.8
経済的な負担の軽減	276	17.5
相談対応等の充実	839	53.2
地域住民等の理解	454	28.8
コミュニケーションについての支援	326	20.7
その他	296	18.8
障害者に適した住居の確保	56	3.6

「相談対応等の充実」が53.2%で最も多く、次いで「生活訓練等の充実」37.8%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」35.7%の順となっています。

日中活動や就労について

問21 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。
(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
毎日外出する	418	26.5
1週間に数回外出する	618	39.2
1ヶ月に数回外出する	250	15.9
ほとんど外出しない	251	15.9
無回答	39	2.5

「1週間に数回外出する」が39.2%で最も多く、次いで「毎日外出する」26.5%、「ほとんど外出しない」15.9%の順となっています。

問22から問26は、問21で「ほとんど外出しない」以外を選択した場合にお答えください。

問22 あなたは、主に誰と外出しますか。
(n=1286)

	全体(件)	割合(%)
父母・祖父母・兄弟・姉妹	187	14.5
配偶者	213	16.6
こども・孫	87	6.8
ホームヘルパーや施設の職員	139	10.8
一人で外出する	548	42.6
その他	38	3.0
無回答	74	5.8

「一人で外出する」が42.6%で最も多く、次いで「配偶者」16.6%、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」14.5%の順となっています。

問23 あなたは、主にどのような目的で外出しますか。(複数回答)(n=1286)

	全体(件)	割合(%)
通勤・通学・通所	387	30.1
訓練やリハビリに行く	155	12.1
医療機関への受診	830	64.5
買い物に行く	865	67.3
友人・知人に会う	267	20.8
趣味やスポーツをする	166	12.9
グループ活動に参加する	89	6.9
散歩に行く	389	30.2
その他	82	6.4

「買い物に行く」が67.3%で最も多く、次いで「医療機関への受診」64.5%、「散歩に行く」30.2%の順となっています。

問24 主に外出する際の移動手段は何ですか。
(n=1286)

	全体(件)	割合(%)
自家用車(家族や知人等運転)	362	28.1
自家用車(自分で運転)	291	22.6
タクシー	91	7.1
送迎車・送迎バス	141	11.0
列車・バス等の公共交通機関	246	19.1
自転車・徒歩	128	10.0
その他	11	0.9
無回答	16	1.2

「自家用車(家族や知人等が運転)」が28.1%で最も多く、次いで「自家用車(自分で運転)」22.6%、「列車・バス等の公共交通機関」19.1%の順となっています。

問25 外出する時に困ることはありますか。(n=1286)

	全体(件)	割合(%)
ある	638	49.6
ない	554	43.1
無回答	94	7.3

「ある」が49.6%、「ない」が43.1%となっています。

問25で「ある」を選択した場合にお答えください。

問26 外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)(n=638)

	全体(件)	割合(%)
公共交通機関が少ない(ない)	137	21.5
列車やバスの乗り降りが困難	186	29.2
道路や駅に階段や段差が多い	211	33.1
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	84	13.2
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	161	25.2
介助者が確保できない	84	13.2
外出にお金がかかる	164	25.7
周囲の目が気になる	102	16.0
発作など突然の身体の変化が心配	146	22.9
困った時にどうすればいいのか心配	202	31.7
その他	59	9.2

「道路や駅に階段や段差が多い」が33.1%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」31.7%、「列車やバスの乗り降りが困難」29.2%の順となっています。

問27 あなたは、余暇(休日)をどのように過ごしていますか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
買い物	679	43.1
スポーツ	70	4.4
散歩	423	26.8
外食	258	16.4
映画・芸術鑑賞	124	7.9
旅行	97	6.2
友人と過ごす	213	13.5
テレビ・DVD	889	56.4
カラオケ	89	5.6
ゲーム	130	8.2
パソコン・スマホ	176	11.2
読書	283	18.0
家事手伝い	332	21.1
何もしない	310	19.7
その他	155	9.8

「テレビ・DVD」が56.4%で最も多く、次いで「買い物」43.1%、「散歩」26.8%の順となっています。

問28 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
仕事をしている(会社勤めや自営業など)	193	12.2
福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援事業所を含む)	126	8.0
ボランティアなどをしている	5	0.3
デイケアに通っている	151	9.6
リハビリテーション施設に通っている	33	2.1
自宅で過ごしている	723	45.9
入所している施設や病院等で過ごしている	166	10.5
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	4	0.3
特別支援学校(小中高等部)に通っている	48	3.0
一般の高校、小中学校に通っている	16	1.0
幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	18	1.1
その他	42	2.7
無回答	51	3.2

「自宅で過ごしている」が45.9%で最も多く、次いで「仕事をしている(会社勤めや自営業など)」12.2%、「入所している施設や病院等で過ごしている」10.5%の順となっています。

問28で「仕事をしている」「福祉施設、作業所などに通っている」を選択した場合にお答えください。

問29 どのような勤務形態で働いていますか。(n=319)

	全体(件)	割合(%)
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	61	19.1
正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	32	10.0
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	69	21.6
自営業	41	12.9
その他	93	29.2
無回答	23	7.2

「その他」が29.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」21.6%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」19.1%の順となっています。

問30 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
仕事をしたい	507	32.2
仕事はしたくない、できない	941	59.7
無回答	128	8.1

「仕事をしたい」が32.2%、「仕事はしたくない、できない」が59.7%となっています。

問31 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
職業訓練を受けたい	185	11.7
職業訓練を受けたくない	473	30.0
職業訓練を受けたいが受ける状況にない	406	25.8
すでに職業訓練を受けている	55	3.5
無回答	457	29.0

「職業訓練を受けたくない」が30.0%で最も多く、次いで「職業訓練を受けたいが受ける状況にない」25.8%、「職業訓練を受けたい」11.7%の順となっています。

問32 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
通勤手段の確保	455	28.9
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	253	16.1
短時間勤務や勤務日数等の配慮	438	27.8
在宅勤務の拡充	241	15.3
職場の障害者理解	611	38.8
職場の上司や同僚に障害の理解があること	561	35.6
職場で介助や援助等が受けられること	278	17.6
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	279	17.7
企業ニーズに合った就労訓練	188	11.9
仕事についての職場外での相談対応、支援	275	17.4
その他	78	4.9

「職場の障害者理解」が38.8%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」35.6%、「通勤手段の確保」28.9%の順となっています。

障害支援区分等について

問33 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
区分1	23	1.5
区分2	31	2.0
区分3	45	2.9
区分4	42	2.7
区分5	29	1.8
区分6	54	3.4
非該当	37	2.3
受けていない	950	60.3
無回答	365	23.2

「受けていない」が60.3%で最も多く、次いで「区分6」3.4%、「区分3」2.9%の順となっています。

問34 あなたが受けている障害福祉サービスはありますか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
居宅介護(ホームヘルプ)	107	6.8
重度訪問介護	10	0.6
同行援護	16	1.0
行動援護	19	1.2
重度障害者等包括支援	16	1.0
生活介護	128	8.1
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	62	3.9
就労移行支援	23	1.5
就労継続支援(A型、B型)	99	6.3
療養介護	22	1.4
短期入所(ショートステイ)	72	4.6
共同生活援助(グループホーム)	62	3.9
施設入所支援	107	6.8
相談支援	118	7.5
児童発達支援	15	1.0
放課後等デイサービス	51	3.2
保育所等訪問支援	3	0.2
医療型児童発達支援	5	0.3
福祉型児童入所支援	3	0.2
医療型児童入所支援	1	0.1
その他	126	8.0

「生活介護」が8.1%で最も多く、次いで「その他」8.0%、「相談支援」7.5%の順となっています。

問35 障害福祉サービスを受けるにあたり、困っていることはありますか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
利用できるサービスが少ない	162	10.3
身近なところに利用できる施設が少ない	163	10.3
利用したいサービスが受けられない	99	6.3
制度(使い方など)がわかりにくい	316	20.1
利用料金が低い	152	9.6
困っていることはない	382	24.2
その他	101	6.4

「困っていることはない」が24.2%で最も多く、次いで「制度(使い方など)がわかりにくい」20.1%、「身近なところに利用できる施設が少ない」10.3%の順となっています。

相談相手について

問36 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
家族や親せき	1,058	67.1
友人・知人	346	22.0
近所の人	48	3.0
職場の上司や同僚	49	3.1
施設やサービス事業所の人	325	20.6
障害者団体や家族会	25	1.6
かかりつけの医師や看護師	390	24.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	198	12.6
民生委員・児童委員	29	1.8
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	48	3.0
相談支援事業所などの民間の相談窓口	43	2.7
行政機関の相談窓口	86	5.5
その他	86	5.5

「家族や親せき」が67.1%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」24.7%、「友人・知人」22.0%の順となっています。

問37 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(n=1576)
(複数回答)

	全体(件)	割合(%)
本や新聞・雑誌の記事	413	26.2
テレビやラジオのニュース	466	29.6
インターネット	120	7.6
家族や親せき、友人・知人	415	26.3
サービス事業所の人や施設職員	312	19.8
障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	57	3.6
かかりつけの医師や看護師	310	19.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	247	15.7
民生委員・児童委員	28	1.8
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	55	3.5
相談支援事業所などの民間の相談窓口	49	3.1
行政機関の相談窓口・広報誌	226	14.3
その他	43	2.7

「テレビやラジオのニュース」が29.6%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」26.3%、「本や新聞・雑誌の記事」26.2%の順となっています。

障害差別について

問38 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
ある	494	31.3
ない	928	58.9
無回答	154	9.8

「ある」が31.3%、「ない」が58.9%となっています。

問38で「ある」と回答された方にお聞きします。

問39 どのような場所で差別や嫌な思いをされましたか。(複数回答)(n=494)

	全体(件)	割合(%)
学校	117	23.7
仕事の関係	120	24.3
レストラン・飲食店等	103	20.9
余暇施設	58	11.7
イベント等	31	6.3
公共交通機関	112	22.7
病院などの医療機関	136	27.5
障害者施設	63	12.8
公的機関等	51	10.3
その他	76	15.4

「病院などの医療機関」が27.5%で最も多く、次いで「仕事の関係」24.3%、「学校」23.7%の順となっています。

問38で「ある」と回答された方にお聞きします。

問40 どこ(誰)に、相談しましたか。(複数回答)(n=494)

	全体(件)	割合(%)
家族や親せき	220	44.5
友人・知人	87	17.6
近所の人	13	2.6
職場の上司や同僚	18	3.6
施設やサービス事業所の人	67	13.6
障害者団体や家族会	12	2.4
かかりつけの医師や看護師	56	11.3
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	41	8.3
民生委員・児童委員	8	1.6
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	22	4.5
相談支援事業所などの民間の相談窓口	16	3.2
行政機関の相談窓口	18	3.6
どこにも相談していない	130	26.3
その他	26	5.3

「家族や親せき」が44.5%で最も多く、次いで「どこにも相談していない」26.3%、「友人・知人」17.6%の順となっています。

災害時の避難等について

問41 あなたは、地震や風水害等の災害時に一人で避難できますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
できる	512	32.5
できない	694	44.0
わからない	319	20.2
無回答	51	3.2

「できない」が44.0%で最も多く、次いで「できる」32.5%、「わからない」20.2%の順となっています。

問42 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
いる	398	25.3
いない	634	40.2
わからない	437	27.7
無回答	107	6.8

「いない」が40.2%で最も多く、次いで「わからない」27.7%、「いる」25.3%の順となっています。

問43 地震や風水害等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答)(n=1576)

	全体(件)	割合(%)
投薬や治療が受けられない	708	44.9
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	294	18.7
救助を求めることができない	349	22.1
安全なところまで、迅速に避難することができない	703	44.6
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	367	23.3
周囲とコミュニケーションがとれない	364	23.1
避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	712	45.2
特になし	200	12.7
その他	49	3.1

「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が45.2%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」44.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」44.6%の順となっています。

最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、ご意見などがありましたら、自由にご記入ください。

自由記述は、1,576名中、286名から回答(複数あり)があり、内容を下記のとおり分類した。傾向として、金銭面(医療費など)や生活に関するもの、病院・入所施設に関するもの、行政サービスに関するものが多かった。

分類	全体(件)
バス・交通	17
病院・入所施設等	62
保険・介護	10
行政関係	46
障がいサービス	20
障がいへの理解	25
金銭面(医療費など)・生活への不安	73
就労・就学	8
災害時	9
バリアフリー	4
その他	40
計	314